

広島市告示（東区）第67号

令和7年7月22日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年7月22日から同年8月5日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 区 間	供用開始の期日
市 道	東5区 17号線	東区山根町字天神谷84番地4 地先から 東区山根町字天神谷84番地2 地先まで	令和7年7月22日